

○一般財団法人沖縄県剣道連盟における  
倫理に関するガイドライン

○一般財団法人沖縄県剣道連盟倫理規定

○一般財団法人沖縄県剣道連盟倫理委員会規程

令和2年 3月 14日 制定  
一般財団法人 沖縄県剣道連盟

令和2年3月14日制定

< 趣 旨 >

一般財団法人沖縄県剣道連盟（以下「沖剣連」）は、日本の伝統文化に培われた剣道、居合道及び杖道（以下「剣道等」という。）の普及振興、「剣の理法の修錬による人間形成の道である」との剣道理念の実践等を図り、もって、心身の健全な発達、豊かな人間性の涵養、人材育成並びに地域社会の健全な発達及び国際相互理解の促進に寄与するという目的を達成する使命を担っている。

したがって、所属する役員はもとより、沖剣連のすべての会員は、沖剣連の使命や意義を自覚し、剣道修錬の心構えである、旺盛なる気力を養い、礼節をとうとび、信義を重んじ誠を尽くして、常に自己の修養に努めて、剣道理念の実践を図らなければならない。

沖剣連は、常に公明正大でかつ健全化を目指した組織体制の整備と健全な組織運営を図っていくために必要な倫理に関する諸事項を、以下の通りガイドラインとしてまとめた。

沖剣連においては、役員、剣道指導者、主催大会行事などに携わる審判員をはじめとする運営関係者、並びに選手及び剣道を学ぶ沖剣連等の会員を対象として、倫理や社会規範に関する意識の啓発と問題の発生を未然に防ぐため、本ガイドラインの徹底を図るとともに、引き続き体制の整備を進めて行くこととする。

I. 反倫理的行為に起因する事項

1. 身体的・精神的暴力（バイオレンス）行為等について

役員、剣道指導者等は、以下の事項に留意しなければならない。また、沖剣連は、これらの者に対して、講習会・研修会を通じ、自己の役割や責任等を指導徹底する。

- (1) 組織の運営又は剣道を指導する際に意見の相違などが生じた場合は、互いに話し合い、相手の人格を尊重して相互理解に努めること。

特に指導的立場にある者は、選手、剣道を学ぶ者等への指導の際、暴力、パワー・ハラスメント行為(直接的暴力、暴言、脅迫、威圧等)と受け取られるような行いには十分留意すること。

- (2) 剣道を行う際又は指導する際に問題解決の手段として、暴力、パワー・ハラスメント行為を行うことは、厳に禁ずる。

2. 身体的及び精神的セクシュアル・ハラスメントについて

役員、剣道指導者及び選手等は、身体的及び精神的セクシュアル・ハラスメントを絶対に行わない。沖剣連は、広報・情報資料を通じて具体的な

教育啓発活動を行うとともに、講習会・研修会等においても周知徹底を図っていく。

- (1) 安易に性的・性差別的言動や表現及び相手が不快に感じるような言動、表現、行為などを行うことは、厳に慎むこと。
- (2) 親しみの言動、表現であっても、個人によって受け止め方に違いがあることを認識すること。
- (3) 本人に悪意がない場合でも、その言動によって相手が不快に感じた場合は、セクシュアル・ハラスメントになり得ることを認識すること。
- (4) 性的言動、表現を受けて不快に感じた場合は、無視せずに相手に対して毅然として「不快である」旨を、はっきりと意思表示をすること。  
(注意…無視した場合は、「受け容れている」と相手に誤解される恐れがある。)

### 3. 差別について

沖縄連の全ての剣道関係者は、合理的理由なく人種・民族・性別・年齢等による差別を行ってはならない。

### 4. アンチ・ドーピング及び薬物乱用防止について

選手等は、ドーピング及び薬物乱用を絶対に行ってはならない。沖縄連は、指導者及び選手等に対し、徹底した啓発活動を行っていく。

- (1) 競技能力を高めるためにドーピングを行うことは、フェアプレーの精神に反するばかりではなく、選手等の健康を害するものであり、絶対に行わないこと。
- (2) 本人にドーピングを行った意識がなくても、摂取した薬品等によっては、ドーピングの禁止薬物等が含まれている場合もあるため、選手等及び指導者は、ドーピングに関する知識を十分に深めること。
- (3) 麻薬や覚醒剤等薬物の使用は、反社会的な行為のみならず、使用した人間の人格をも破壊するものであり、いかなる目的であっても絶対に使用しないこと。
- (4) 大麻等薬物の使用は違法であり、いかなる目的であっても絶対に使用しないこと。

### 5. 大会役員及び監督・審判員等の指導的立場にある者並びに選手等の関係の在り方について相手の立場を尊重するとともに、自分の置かれている立場を自覚して責任ある行動に努めなければならない。

- (1) 大会役員及び監督・審判員等の指導的立場にある者並びに選手等は、上司と部下、先輩と後輩などの上下関係を利用し、立場の弱い者に対し

て、人道的に反する行動や強要をしないこと。

- (2) 大会役員及び監督・審判員等の指導的立場にある者は、その立場、役割、権限等の範囲を超えた精神的・身体的暴力行為等を大会・行事などに携わる関係者及び選手等に与えないこと。
- (3) プライバシー（個人的人権）の問題については、役員・監督・審判員等指導的立場にある者及び選手等がそれぞれ十分配慮すること。

#### 6. 段・級位審査員と受審者との関係について

段・級位審査員は、誇りと使命感を持って、厳正、公正、適切に、かつ審査規則等を遵守して誠実に審査を行わなければならない。

- (1) 審査に関連しての金品の授受は絶対に行わないこと。
- (2) 審査についていささかも疑念が持たれないよう、その言動は厳に慎む。

## II. 不適切な経理処理に起因する事項

### 1. 経理処理について

沖剣連は、公的な組織であることを認識し、“一般財団法人会計基準”に準じて正しい経理を行うとともに、監事及び外部監査人による監査体制を確立する。

- (1) 補助金などの取り扱いについては、補助先・助成先のその補助・助成の目的及び経理要項等を遵守の上、適正な経理処理を行い、決して他の目的に流用などをしないこと。
- (2) 経理処理については、不法又は不正行為・不祥事等を未然に防ぐため、組織内部における定期的なチェック及び税理士などによる外部監査を受けるようにすること。
- (3) 業者等との契約の際には、利益相反になることを避けるとともに、契約書に暴力団排除条項を記載し、暴力団等反社会的勢力でないことを表明・確約させること。

### 2. 不正行為について

沖剣連は、次に示すような行為は、厳に禁じる。

- (1) 組織内外の金銭の横領など
- (2) 不適切な報酬、手当、手数料、接待・供応等の直接又は間接的な強要、受領若しくは提供
- (3) 組織内外における施設、用器具等の購入などに関わる贈収賄行為
- (4) 組織内外における不適切な指導又は監査

### III. 各種大会における代表競技選手・役員の選考などに関する事項

沖剣連は、各種大会の代表競技選手などの選考にあたっては、選考基準を明確に定め、選考結果に疑惑を抱かせることのないよう公平かつ透明性ある選考を行うものとする。

また、選考結果に対して質問や抗議等があった場合は、速やかに対応するとともに、相手に理解されるよう明快な説明に努めるなど、適切に処理するものとする。

### IV. 安全・事故防止及び一般社会人としての社会規範に関する事項

#### 1. 安全・事故防止

指導的立場にある者並びに選手等は、剣道の実践において、常に安全への配慮、事故防止に努めなければならない。

#### 2. 一般社会人としての社会規範

本ガイドラインに示す対象者は、特に、大会等に関わる時以外の日常生活においても社会規範としての慣習、道徳、法律を強く意識・励行し、社会秩序の維持に努めるものとする。また、沖剣連は、次に示すような反社会的行為を厳に禁じる。

- (1) 違法賭博
- (2) 暴力団等反社会的勢力との交際など

## 一般財団法人沖縄県剣道連盟倫理規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般財団法人沖縄県剣道連盟（以下「沖剣連」という。）における倫理に関する基本的な事項を定め、沖剣連に対する社会的な信頼性を維持・向上させることを目的とする。

### (適用の範囲)

第2条 この規程は、沖剣連に会員登録をしている全ての人および沖剣連に関わる人に適用する。

### (基本的責務)

第3条 沖剣連に会員登録している全ての人および沖剣連に関わる人は、沖剣連定款第3条に規程する「目的」を達成するため、沖剣連の関係規程に基づき職務を公正かつ誠実に履行しなければならない。

### (遵守事項)

第4条 沖剣連に会員登録をしている全ての人及び沖剣連に関わる人は、暴力、パワー・ハラスメント、セクシャル・ハラスメント及びドーピング等薬物乱用などの行為を行ってはならない。

2 個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。

3 日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや幹旋・強要をしてはならない。

4 補助金、助成金等の経理処理に関し、会計基準に基づく適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。

5 自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、沖剣連の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。

### (倫理委員会の設置)

第5条 この規程の実効性を確保するため、沖剣連に倫理委員会を設置する。

2 倫理委員会の組織及び運営に関する事項については、理事会の議決により別に定める。

### (この規程に違反した場合の対処等)

第6条 この規程に違反する行為を行ったおそれがある時は、直ちに調査を開始し、調査の結果、この規程に違反する行為があったと認められる場合においては、倫理委員会の意見を聴取した上で、厳正に必要な処置をとるものとする。

### (その他)

第7条 この規程に関し必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。

附則 この規程は、令和2年3月14日から施行する。

## 一般財団法人沖縄県剣道連盟倫理委員会規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般財団法人沖縄県剣道連盟（以下「沖剣連」という。）が、沖縄県におけるスポーツの組織としてその自覚と責任を持ち、常に健全かつ公正な運営と発展に努めるとともに、スポーツの振興を通じて、その社会的使命を果たしていくために、倫理規程に基づいて設置する倫理委員会について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (委員会の設置)

第2条 前条の目的を達成するために沖剣連において倫理委員会を設置する。

### (所掌)

第3条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 綱紀粛正の推進に関すること。
- (2) 関係規定の遵守の確認並びに「沖剣連及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の周知徹底及びガイドラインに基づく改善勧告等の検討に関すること。
- (3) 沖剣連倫理規定に違反する行為を行った恐れがあると認められた場合に、会長の求めに応じ、意見を述べること。
- (4) 理事会の求めに応じ事実関係の確認とその結果を報告すること。

### (委員)

第4条 委員会に次の委員をおく。

- (1) 委員長 1名
  - (2) 委員 若干名
- 2 委員長は、理事又は学識経験者の中から会長が委嘱する。
  - 3 委員長は、会長が委任した事項における業務を執行する。
  - 4 委員は委員長が沖剣連理事及び学識経験者のうちから推挙する者を、会長が委嘱する。

### (任期)

第5条 委員の任期は委嘱日より開始し、沖剣連理事の任期と同じく終了する。但し再任を妨げない。

### (委員会)

第6条 委員会は委員長が招集して、その議長となる。

- 2 委員会の議事は、委員の合意により決定する。
- 3 委員長が必要と認めたときは、委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。
- 4 この規定に定めるもののほか、実際に関し必要な事項は、委員会において定める。

### (規定の変更)

第7条 この規定は、理事会の議決によって変更することができる。

附則 この規程は、令和2年3月14日から施行する。